

特定非営利活動法人 全国鍼灸マッサージ協会定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人全国鍼灸マッサージ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国民の疾病の予防と治療、健康の保持増進、充実した介護のために東洋医学が重要な役割を担うとの認識に立ち、鍼灸、マッサージ指圧治療や東洋医学的健康法の普及振興を図り、以って国民の福利厚生、健康増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療または福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
4. 消費者の保護を図る活動
5. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
6. 災害救援活動
7. 経済活動の活性化を図る活動
8. 前各号に掲げる活動をおこなう団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に関する事業

1. 保健、医療または福祉の増進を図る活動として、国民の疾病の予防と治療に東洋医学が重要な役割を担うとの認識から、鍼灸マッサージ施術（以下鍼灸施術等と略す）を健康保険制度を利用して受診（以下保険診療と略す）しようとする者に対して、健康保険法の療養費給付に関する療養費支給申請書の申請手続き（以下申請手続きと略す）及び給付に関する指導または援助の事業
2. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動として、機能回復訓練の指導や相談、東洋医学的健康法等の普及による国民の疾病の予防と治療、健康の保持増進に対する鍼灸マッサージ指圧に係る医療保険、医療福祉制度の研究、及び情報提供に関する事業
3. 社会教育の推進を図る活動として、鍼灸施術等を保険診療によって受診しようとする者に対して、保険診療により鍼灸施術等が受診可能な傷病等についての教育、または、申請

手続き等の推進に関する事業

4. 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動として、東洋医学としての鍼灸、マッサージ指圧治療の学術に関する調査研究及び関連図書等の発行、研修等の企画運営に関する事業
5. 経済活動の活性化を図る活動として、世界の医療経済の調査研究及びサービス等の提供に関する事業
6. 本法人の活動について、広報誌発行、インターネット等による広報に関する事業
7. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援するために行う職業紹介事業
8. 災害救援活動として、被災者及び災害救助活動を行う者に対して行う、鍼灸マッサージ指圧等によるボランティア活動等の災害救援事業
9. 消費者の保護を図る活動として行う、鍼灸マッサージ指圧等に関する損害保険の取扱事業
10. 前各号に掲げる活動及び事業を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助に関する事業

第三章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は次の通りとし、正会員をもって本法人の特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とする
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体とする
- (3) その他の会員 理事会において定める規則による

(入会)

第7条 会員の入会については、本法人の目的に賛同し、事業の成功のため協力する意志の確認の他は、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申し込み書を理事会に提出しなければならない。理事会は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。

3 その他の会員は、理事会においてこれを定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに当たったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、また会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名する事ができる。

- (1) 本法人の名誉を傷つけ、目的に反する行為のあった場合
- (2) 本法人の業務を妨害する行為があった場合

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第四章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事8人から10人
 - (2) 監事2人
- 2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事、理事長、副理事長は、総会において選出する。

- 2 役員のうちには、それぞれ役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、また当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは理事長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、理事会の議決に従い本法人の職務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査する
 - (2) 本法人の財産の状況を監査する
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、不正の行為又は法令若しくは定款に反する重大な事実がある場合は、総会又は所轄庁に報告する
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合は総会を招集する
 - (5) 理事の業務の執行状況について、また本法人の財産の状況について、理事に意見を述

べ必要ならば理事会の招集を請求する

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げるものではない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残りの期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に必ず弁明の機会を与えなければならない。

(1) 身心故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲以内で、報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することかできる

3 前第2項に関し必要な事項は、総会の議決により定める

(職員)

第20条 本法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。職員の任免は理事会の議決を経て理事長が行う。

第五章 総会

(種別)

第21条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画、収支予算並びにその変更

(4) 事業報告、収支決算

- (5) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
 - (6) 入会金及び会費の金額
 - (7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄（その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く、第50条において同じ）
 - (8) 事務局の組織及び運営
 - (9) その他運営に関する重要事項
- （開催）

第24条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合開催する。

- (1) 理事会が必要とみとめ招集の請求を行ったとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を明らかにした書面による総会招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定に基づき、監事からの招集があったとき

（招集）

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中より選出する。

（定足数）

第27条 総会は正会員総数の4分の1以上の出席がなければ開会する事ができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等である。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、また他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者また表決委任者がある場合は、その数を付記する）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

第6章 理事会、委員会

（構成）

第31条 理事会は理事をもって構成する。

（権能）

第32条 この定款により定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合開催する

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数5分の1以上の理事より、会議の目的を明らかにした書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定より、監事より招集の請求があったとき

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条の規定により理事会招集の請求があったときは、15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を明らかにした書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条 理事会の議長は理事長があたる。

（議決）

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定に基づきあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会における議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

（表決権等）

第37条 各理事の表決権は平等である。

- 2 理事会に出席できない理事は、審議事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により書面で表決を行った理事も、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決事項について、特別の利害関係を有する理事は、その議決事項の表決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数 出席者数及び出席者氏名（書面表決者はその旨を付記する）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要、議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

(委員会)

第39条 本法人の事業を推進するため、必要に応じて理事会の議決により委員会を置くことができる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 本法人の会計は、法27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収支支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときには、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定の予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 本法人の事業報告書、収支報告書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 本法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第八章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 本法人は、次の事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 本法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、東京都に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第55条 本法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、本法人成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、別紙に掲げる者とする。
- 3 本法人設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年11月30日までとする。
- 4 本法人設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、正会員賛助会員ともに次に掲げる額とする。
(1) 入会金 5000円 (2) 年会費 10000円
- 6 本法人設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日より平成13年9月30日とする。

別 紙

平成12年8月6日

特定非営利活動法人全国鍼灸マッサージ協会役員名簿

理事長 中 川 節

副理事長 山 口 人 士 ・ 山 崎 正 隆

理事 荒 木 晶 子 ・ 小 澤 孝 志 ・ 大 内 民 司 ・ 川 崎 学
粕 谷 啓 次 ・ 木 下 智 弘 ・ 木 下 裕 司 ・ 久 下 勝 通
齋 藤 剛 康 ・ 坂 本 司 ・ 清 水 一 雄 ・ 鈴 木 朱 美
鈴 木 暹 ・ 息 才 博 ・ 高 橋 幸 弘 ・ 高 橋 養 藏
内 藤 憲 一 ・ 中 山 哲 志 ・ 藤 枝 昇 ・ 松 原 幸 靖
福 元 一 夫 ・ 眞 船 洋 二 ・ 丸 山 智 子 ・ 御 園 生 久 義
村 上 一 夫 ・ 山 口 富 靖 ・ 山 口 充 子 ・ 山 本 義 孝

監事 前 川 榮 一 ・ 山 内 康 透 ・ 和 田 進

平成25年5月7日 認証

25 生都管特第 137 号